

課税取引金額計算表

(令和 年分)

(事業所得用)

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1. 9. 30 以前(※2)			R1. 10. 1 以後(※2)		
				うち旧税率 6. 3% 適用分 D	うち軽減税率 6. 24% 適用分 E	うち標準税率 7. 8% 適用分 F	うち旧税率 6. 3% 適用分 D	うち軽減税率 6. 24% 適用分 E	うち標準税率 7. 8% 適用分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円	円	円
売上 原価	期首商品棚卸高	②							
	仕入金額	③							
	小 計	④							
	期末商品棚卸高	⑤							
	差引原価	⑥							
差 引 金 額	⑦								
経 費	租 税 公 課	⑧							
	荷 造 運 賃	⑨							
	水 道 光 熱 費	⑩							
	旅 費 交 通 費	⑪							
	通 信 費	⑫							
	広 告 宣 伝 費	⑬							
	接 待 交 際 費	⑭							
	損 害 保 険 料	⑮							
	修 繕 費	⑯							
	消 耗 品 費	⑰							
	減 価 償 却 費	⑱							
	福 利 厚 生 費	⑲							
	給 料 賃 金	⑳							
	外 注 工 賃	㉑							
	利 子 割 引 料	㉒							
	地 代 家 賃	㉓							
	貸 倒 金	㉔							
		㉕							
		㉖							
		㉗							
		㉘							
		㉙							
		㉚							
	雑 費	㉛							
計	㉜								
差 引 金 額	㉝								
③+㉜	㉞								

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

# 「課税取引金額計算表」の記載要領等

## 1 記載要領

- (1) 「A欄」には、青色申告決算書又は収支内訳書の各欄の金額を記入します。
- (2) 「B欄」には、課税取引にならないもの（非課税取引、輸出取引等及び不課税取引）の金額を記入します。
- (3) 「C欄」には、課税取引になるものの金額（課税取引金額）（A欄とB欄の差額）を計算し、記入します。
- (4) 「D欄」には、C欄に記載するもののうち、令和元年9月30日以前に行われる取引の金額を記入します。
- (5) 「E欄」には、C欄に記載するもののうち、令和元年10月1日以後に行われる軽減税率（※）が適用される取引の金額を記入します。
- (6) 「F欄」には、C欄に記載するもののうち、令和元年10月1日以後に行われる標準税率（※）が適用される取引の金額を記入します。
- (7) 太枠の箇所は課税売上高計算表①欄及び課税仕入高計算表①欄へ転記します。

### ※ 消費税の軽減税率制度の実施について

令和元年10月1日から消費税率が引き上げられ、引き上げと同時に軽減税率制度が実施されました。

#### 1 消費税率等

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7% (消費税率の17/63)	2.2% (消費税率の22/78)	1.76% (消費税率の22/78)
合計	8.0%	10.0%	8.0%

#### 2 軽減税率の対象品目

①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

#### 3 区分経理

実施後は、売上げ及び仕入れ（経費）を税率ごとに区分して経理し、売上げ税額及び仕入れ税額を計算することが必要となります。

（注）軽減税率の対象品目の売上げがなくても、接待交際費として飲食料品を購入するなどの場合は区分経理が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

## 2 留意事項

- (1) 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ等をご確認ください。
- (2) 課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた金額（以下「仕入対価の返還等の金額」といいます。）があり、所得税の計算上、その仕入対価の返還等の金額を仕入金額から減額する方法で経理しないで売上（収入）金額に含めている場合には、その仕入対価の返還等の金額に係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額の計算上控除することになりますから、例えば、仕入先からのリベート収入分が①A欄に含まれている場合には、そのリベート収入の金額を①B欄に加算して記入します。
- (3) 課税売上げにつき返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした金額（以下「売上対価の返還等の金額」といいます。）がある場合に、所得税の計算上、売上（収入）金額から減額しない方法で経理して経費に含めている場合には、その売上対価の返還等の金額に係る消費税額は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上げに係る消費税額から控除することになりますから、例えば、売上先に対する支払リベートを経費に含めている場合には、その支払リベートの金額をBの該当する欄に加算して記入します。